

水質検査結果書 (副)

管 理 No. A2611767-001 1/2 -1

検査開始日 令和 08年 1月 15日

結果報告日 令和 08年 1月 28日

大泉名水会 (2号・3号井戸混合処理水) 様

水道法第20条登録水質検査機関第240号
水道法第34条登録簡易専用水道検査機関第150号
建築物飲料水水質検査業東京都56水第23号
計量証明登録事業所登録第557号(濃度)



株式会社 日本分析

東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号

TEL 03-5914-4431 FAX 03-5914-4432

URL <http://www.n-bunseki.co.jp/>

責任者 水質検査者 貝塚 幸一



依頼者	危機管理室防災計画課 様		
採取日	令和 08年 1月 15日	時刻	11:15
天候	前日 ー 当日 晴	温度	気温 10.0℃ 水温 16.0℃
受付方法	採取		
採取者	(株)日本分析/上田		
試料名	井水(処理水)	検査目的	水道法水質基準適否・理化学試験
採取場所	屋外水栓 東京都練馬区東大泉3-38-13		

貴殿よりご依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	水質基準	検査方法
一般細菌	個/ml	0	1ml中集落数100以下	厚生労働省告示第261号別表第1
大腸菌	ー	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号別表第2
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下(シアン量)	厚生労働省告示第261号別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	4.9	10mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.002mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.04mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.02mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
塩素酸	mg/L	0.08	0.6mg/L以下	厚労省告示第261号別表第13
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第17の2
クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.06mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第17の2
ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.1mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第18
総トリハロメタン ※	mg/L	0.001 未満	0.1mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
トリクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第17の2
ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.03mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.09mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ホルムアルデヒド	mg/L	0.005 未満	0.08mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第19の3

判 定	上記検査項目については、水道法水質基準に適合します
-----	---------------------------

備 考	・検査結果中「未満」の表示は定量限界未満を示す ・基準値は「水質基準に関する省令」(平成15年5月厚生労働省令第101号) ・※クロホルム、ブromジクロロメタン、ジブromクロロメタン、ブromホルム濃度の総和
-----	--

植林木パルプ/白色度95%

副

結果報告日 令和 08年 1月 28日

[illegible]

副

結果報告日 令和 08年 1月 28日

大泉名水会（2号井戸原水） 様

株式会社

日本分析

責任者 水質検査者 池田 達也



貴殿よりご依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

[illegible]

備考

副

結果報告日 令和 08年 1月 28日

水道法第20条登録水質検査機関第240号
水道法第34条登録簡易専用水道検査機関第150号
建築物飲料水水質検査業東京都56水第23号
計量証明登録事業所登録第557号(濃度)



株式会社

日本分析

責任者 水質検査者 池田 達也

[illegible]

備 考	
-----	--